

坂戸市わがまち特例一覧表

※ 市税条例欄の（）内は、坂戸市都市計画税条例の条項です。

	対 象	対象要件	時期要件	税 目	特例割合	特例適用期間	地方税法	市税条例 (都市計画税条例)
1	家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産	「児童福祉法」に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する場合に限る。	所 有 平成29年 4月 1日から	固定資産税 (家屋・償却資産) 都市計画税 (家屋)	1/2	—	第349条の3第27項 第702条第2項	第61条の2第1項 (第2条第2項)
2	居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産	「児童福祉法」に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する場合に限る。	所 有 平成29年 4月 1日から	固定資産税 (家屋・償却資産) 都市計画税 (家屋)	1/2	—	第349条の3第28項 第702条第2項	第61条の2第2項 (第2条第2項)
3	事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産	「児童福祉法」に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する場合で、当該事業の利用定員が5人以下の場合に限る。	所 有 平成29年 4月 1日から	固定資産税 (家屋・償却資産) 都市計画税 (家屋)	1/2	—	第349条の3第29項 第702条第2項	第61条の2第3項 (第2条第2項)
4	汚水又は廃液の処理施設	「水質汚濁防止法」に規定する特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場である場合に限る。	設 置 及 び 取 得 令和 6年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	固定資産税 (償却資産)	1/2	—	附則 第15条第2項第1号	附則 第10条の2第1項
5	下水道除害施設	「下水道法」に規定する公共下水道のうち、令和4年4月1日以後に供用が開始されたものの排水区域内の工場又は事業場において、当該供用が開始された日以前から引き続き事業を行う者が設置したものに限る。	設 置 及 び 取 得 令和 6年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	固定資産税 (償却資産)	4/5	—	附則 第15条第2項第5号	附則 第10条の2第2項
6	公共施設等の用に供する家屋及び償却資産	「都市再生特別措置法」に規定する認定事業者が都市再生事業により新たに取得したものに限る。	新規取得 令和 5年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	固定資産税 (家屋・償却資産) 都市計画税 (家屋)	3/5 特定都市再生緊急整備地域は1/2	新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度から5年度分	附則 第15条第14項	附則 第10条の2第3項 (附則第2項)
7	津波対策の用に供する償却資産	「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する推進計画区域において、推進計画に基づき新たに取得され、又は改良されたものに限る。	新規取得 又は 改 良 平成28年 4月 1日から 令和10年 3月31日まで	固定資産税 (償却資産)	1/2	新たに固定資産税が課されることとなった年度から4年度分	附則 第15条第21項	附則 第10条の2第4項
8	指定避難施設避難用部分	「津波防災地域づくりに関する法律」の規定により指定された指定避難施設の用に供する家屋のうち避難の用に供する部分に限る。	指 定 平成30年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで	固定資産税 (家屋)	2/3	指定日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から当該指定日の属する年の翌年の1月1日の翌日から起算して5年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分	附則 第15条第22項第1号	附則 第10条の2第5項
9	協定避難用部分	「津波防災地域づくりに関する法律」の規定により締結された管理協定に係る協定避難施設の用に供する家屋のうち同法第60条第1項の規定による管理協定に定められた協定避難用部分に限る。	協定締結 平成30年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで	固定資産税 (家屋)	1/2	締結日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から当該締結日の属する年の翌年の1月1日の翌日から起算して5年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分	附則 第15条第22項第2号	附則 第10条の2第6項

坂戸市わがまち特例一覧表

※ 市税条例欄の（）内は、坂戸市都市計画税条例の条項です。

	対 象	対象要件	時期要件	税 目	特例割合	特例適用期間	地方税法	市税条例 (都市計画税条例)
10	協定避難用部分	「津波防災地域づくりに関する法律」の規定により締結された管理協定に係る協定避難施設の用に供する家屋のうち同法第61条第1項の規定による管理協定に定められた協定避難用部分に限る。	協定締結 平成30年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで	固定資産税 (家屋)	1/2	当該管理協定に係る協定避難家屋に新たに固定資産税が課されることとなった年度から当該管理協定に係る協定避難家屋に新たに固定資産税が課されることとなった年度の初日の属する年の1月1日の翌日から起算して5年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分	附則 第15条第22項第3号	附則 第10条の2第7項
11	指定避難用償却資産	「津波防災地域づくりに関する法律」の規定により指定された指定避難施設に附属する避難の用に供する指定避難用償却資産で指定日以後に取得したものに限る。	取得 平成30年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで	固定資産税 (償却資産)	2/3	新たに固定資産税が課されることとなった年度から当該年度の初日の属する年の1月1日の翌日から起算して5年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分	附則 第15条第23項第1号	附則 第10条の2第8項
12	協定避難用償却資産	「津波防災地域づくりに関する法律」の規定により締結された協定避難施設に附属する避難の用に供する協定避難用償却資産で締結日以後に取得したものに限る。	取得 平成30年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで	固定資産税 (償却資産)	1/2	新たに固定資産税が課されることとなった年度から当該年度の初日の属する年の1月1日の翌日から起算して5年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分	附則 第15条第23項第2号	附則 第10条の2第9項
13	特定太陽光発電設備	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とする再生可能エネルギー発電設備のうち、固定価格買取制度の認定を受けたものを除くものに限る。	新規取得 令和 6年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	固定資産税 (償却資産)	1,000KW未満 2/3 1,000KW以上 3/4	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分	附則 第15条第25項第1号イ 附則 第15条第25項第3号イ	附則 第10条の2第10項 附則 第10条の2第15項
14	特定風力発電設備	「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に規定する風力を再生可能エネルギー源とする再生可能エネルギー発電設備のうち、固定価格買取制度の認定を受けたものに限る。	新規取得 令和 6年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	固定資産税 (償却資産)	20KW以上 2/3 20KW未満 3/4	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分	附則 第15条第25項第1号ロ 附則 第15条第25項第3号ロ	附則 第10条の2第11項 附則 第10条の2第16項
15	特定地熱発電設備	「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に規定する地熱を再生可能エネルギー源とする再生可能エネルギー発電設備のうち、固定価格買取制度の認定を受けたものに限る。	新規取得 令和 6年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	固定資産税 (償却資産)	1,000KW未満 2/3 1,000KW以上 1/2	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分	附則 第15条第25項第1号ハ 附則 第15条第25項第4号ロ	附則 第10条の2第12項 附則 第10条の2第19項
16	特定バイオマス発電設備	「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に規定するバイオマスを再生可能エネルギー源とする再生可能エネルギー発電設備のうち、固定価格買取制度の認定を受けたものに限る。	新規取得 令和 6年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	固定資産税 (償却資産)	10,000KW以上 20,000KW未満 2/3 (一般木質・農作物残さ区分に該当する場合は、6/7) 10,000KW未満 1/2	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分	附則 第15条第25項第1号ニ 附則 第15条第25項第2号 附則 第15条第25項第4号ハ	附則 第10条の2第13項 附則 第10条の2第14項 附則 第10条の2第20項

坂戸市わがまち特例一覧表

※ 市税条例欄の（）内は、坂戸市都市計画税条例の条項です。

	対 象	対象要件	時期要件	税 目	特例割合	特例適用期間	地方税法	市税条例 (都市計画税条例)
17	特定水力発電設備	「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に規定する水力を再生可能エネルギー源とする再生可能エネルギー発電設備のうち、固定価格買取制度の認定を受けたものに限る。	新規取得 令和 6年 4月 1日から 令和 8年 3月 31日まで	固定資産税 (償却資産)	5,000KW以上 3/4 5,000KW未満 1/2	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分	附則 第15条第25項第3号ハ 附則 第15条第25項第4号イ	附則 第10条の2第17項 附則 第10条の2第18項
18	地下街等における洪水、雨水出水、高潮時の避難確保及び浸水防止を図る設備 ・防水板・防水扉 ・排水ポンプ ・換気口浸水防止機	一定の条件を満たした、「水防法」に規定する浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域）のうち、同法に規定される地下街等の所有者又は管理者が取得したもので、「地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画」に記載されたものに限る。	取得 平成29年 4月 1日から 令和 8年 3月 31日まで	固定資産税 (償却資産)	2/3	新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分	附則 第15条第28項	附則 第10条の2第21項
19	市民緑地の用に供する土地	「都市緑地法」に規定する市民緑地の設置及び管理を行う、同法規定の緑地保全・緑化推進法人が、同法規定の認定計画に基づき設置した市民緑地の用に供する土地に限る。	市民緑地 設置 平成29年 6月 15日から 令和 7年 3月 31日まで	固定資産税 (土地) 都市計画税 (土地)	2/3	市民緑地を設置した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分	附則 第15条第32項	附則 第10条の2第22項 (附則第3項)
20	浸水被害軽減地区内の土地	「水防法」に規定する、国土交通大臣又は県知事が、洪水予報又は水位情報の周知のため指定した河川に係る同法規定の洪水浸水想定区域及び当該区域に隣接・近接する区域から「河川法」に規定する河川区域を除いた区域内で、「水防法」に規定する浸水被害軽減地区として指定された土地に限る。	指 定 令和 2年 4月 1日から 令和 8年 3月 31日まで	固定資産税 (土地) 都市計画税 (土地)	2/3	浸水被害軽減地区として指定された日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分	附則 第15条第37項	附則 第10条の2第23項 (附則第4項)
21	雨水貯留浸透施設	「特定都市河川浸水被害対策法」又は「下水道法」に規定する雨水貯留浸透施設整備計画の認定を受けた者が、同計画に基づき設置したもので、それぞれの法に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により県知事又は坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者の証明がされたものに限る。	取 得 令和 3年 7月 15日から 令和 9年 3月 31日まで	固定資産税 (償却資産)	1/3	—	附則 第15条第41項	附則 第10条の2第24項
22	貯留機能保全区域内の土地	「特定都市河川浸水被害対策法」に規定する、流域水害対策計画に基づき県知事が指定した貯留機能保全区域内の土地に限る。	指 定 令和 4年 4月 1日から 令和 7年 3月 31日まで	固定資産税 (土地) 都市計画税 (土地)	3/4	貯留機能保全区域として指定された日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分	附則 第15条第42項	附則 第10条の2第25項 (附則第5項)

坂戸市わがまち特例一覧表

※ 市税条例欄の（）内は、坂戸市都市計画税条例の条項です。

	対 象	対象要件	時期要件	税 目	特例割合	特例適用期間	地方税法	市税条例 (都市計画税条例)
23	サービス付き高齢者向け住宅	「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に規定するサービス付き高齢者向け住宅のうち、時期要件期間内に新築された貸家住宅に限る。	新 築 平成27年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで	固定資産税 (家屋)	2/3 (減額割合)	新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分	附則 第15条の8第2項	附則 第10条の2第26項
24	大規模修繕工事を行ったマンション	「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」の規定により、マンションの管理に関する計画が市長により認定され、又は市からマンション管理の適正化を図るために必要な助言若しくは指導を受けて長期修繕計画を適切に見直した場合で、次の要件を満たしたマンションに限る。 ①築20年以上かつ10戸以上 ②大規模修繕工事（屋根防水工事、床防水工事及び外壁塗装等工事）を過去に1回以上実施している。 ③大規模修繕工事を実施するために必要な修繕積立金が確保されている。	大規模修繕 工事完了 令和 5年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで	固定資産税 (家屋)	1/3 (減額割合)	大規模修繕工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該工事が完了した日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度分	附則 第15条の9の3第1項	附則 第10条の2第27項